

<京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料>

令和2年8月31日
保健福祉局
行財政局

新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所体制の強化について

新型コロナウイルス感染症に対応する保健所の体制については、順次強化を図ってきたところですが、更なる感染者が増加した場合に備えるとともに、保健所職員の負担軽減を図るため、以下のとおり保健所体制の更なる強化を行いますので、御報告いたします。

1 現行体制

保健所における新型コロナウイルス感染症業務に従事する保健師の体制については、7月15日付けで課長級職員を1名、8月1日付けで係長級職員を4名増員するとともに、感染状況に応じて、迅速かつ柔軟に応援従事する仕組みを構築し、現在、区役所・支所等から14名の応援職員が従事しています(保健師35名体制)。

2 更なる体制強化

(1) 平日夜間及び休日における新たな応援体制の構築

積極的疫学調査等の業務が集中する平日夜間への対応と職員の休日確保のため、区役所・支所等に勤務する保健師職員を対象に、ローテーションによる新たな応援体制を構築し、8月31日から、現行の応援体制に加え、5名の応援職員が、平日夜間及び休日に従事します。

(2) 新規採用職員の前倒し採用の実施

令和2年度職員採用試験における保健師等の合格者に対し、前倒し採用の意向を確認し、応じていただける方については、可能な限り速やかに採用してまいります。(採用数は調整中)

(3) 民間活力の活用

さらに、人材派遣会社を活用し、保健師及び看護師の人材派遣を導入します。9月3日から順次、受入を開始し、9月中旬には最大24名の体制を確保します。